

○米沢市空き家マッチング制度実施要綱

令和6年3月28日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の増加を抑制し、活力と魅力のあるまちとするため、所有者等の空き家の売買等に関する意向確認、利活用希望者への情報提供等を行い、空き家の利活用を促進する米沢市空き家マッチング制度について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 次に掲げる要件の全てに該当する建築物をいう。
  - ア 市内に存する建築物で、現に使用されていないもの
  - イ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないもの
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利活用希望者 空き家を利活用するために、空き家の紹介を希望する者をいう。

(利用登録の申込み等)

第3条 米沢市空き家マッチング制度を利用できる利活用希望者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 不動産業等、不動産の買取を業務とする者でないもの
  - (2) 転売を目的とするものでないもの
  - (3) 利活用目的が政治活動又は宗教活動ではないもの
  - (4) その他市長が不相当と認める事由のないもの
- 2 米沢市空き家マッチング制度を利用しようとする利活用希望者(以下「利用登録申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出するものとする。
- (1) 利用登録申込者の氏名、住所及び連絡先
  - (2) 利活用の目的及び内容
  - (3) 利活用を希望する空き家の条件
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を確認し、登録することが適当であると認めたときは、利用登録申込者の情報を台帳に登録するものとする。

4 市長は、登録の可否について利用登録申込者に通知するものとする。

(利用登録事項の変更及び登録の抹消の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録された利用登録者に関する事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったとき又は登録の抹消を受けようとするときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 利用登録事項に虚偽があったとき。
- (2) 米沢市空き家マッチング制度に登録された年度の翌年度の4月1日から1年を経過したとき。
- (3) 前条の規定により登録の抹消の届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、登録を抹消したときは、その旨を利用登録者に通知するものとする。

(利用登録事項の公開)

第6条 市長は、利用登録事項の一部を、市のホームページ等に掲載し、周知するものとする。

(所有者等の意向確認)

第7条 市長は、利用登録者が希望する条件に適合する空き家があった場合には、所有者等の意向を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による意向確認の結果、所有者等が利用登録者の紹介を希望した場合は、空き家マッチング制度に関し必要となる情報（以下「空き家情報」という。）を利用登録者へ提供することについて、所有者等から同意書を得るものとする。

(空き家情報の提供)

第8条 市長は、前条第2項に規定する同意書が提出された場合は、必要に応じて空き家情報を、利用登録者に提供するものとする。

(交渉希望の申込等)

第9条 所有者等との交渉を希望する利用登録者は、次に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出するものとする。

- (1) 交渉を希望する物件
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、米沢市空き家・空き地バンク実施要綱（平成30年米沢市告示第215号）第2条第5号に規定する協力事業者を利用登録者に紹介し、交渉を依頼するものとする。なお、所有者等が協力事業者の仲介を希望しない場合は、その限りでない。

3 市長は、空き家の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。